

.....

# FAX 送信のご案内

受信者 各 介護保険事業所 管理者 様

---

発信元： 西尾市健康福祉部長寿課 柵 木 史 紀 日付： 16/3/28

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22

Tel : 0563-65-2119 (ダイヤル) Fax : 0563-64-0995

E-mail : [h-masegi@city.nishio.lg.jp](mailto:h-masegi@city.nishio.lg.jp)

---

要 件： 小規模通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行について

---

送付枚数： 3 枚（本状を除く）

---

連絡事項： いつもお世話になっております。

標記の件につきまして、別添のとおりとしますので、ご確認ください。  
基本的には愛知県のホームページ記載のとおりですが、細かい取り扱い  
について記載していますので、よろしくお願ひします。

法人内の関係する事業所への周知をお願いいたします。

以上

.....

西長第344号  
平成28年3月28日

小規模通所介護事業所  
各 居宅介護支援事業所 管理者 様  
地域包括支援センター

西尾市健康福祉部長寿課長

小規模通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行について（通知）

日頃は西尾市の介護保険行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の介護保険法改正により、平成28年4月1日をもって定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行することとなります。

このことについて、介護保険法及び政省令に定めるもののほか、具体的な取り扱いについては下記のとおりとしますので、ご承知くださるようお願いいたします。

記

1. 地域密着型通所介護への移行手続きについて

(1) 移行となる対象事業所について

現行の通所介護事業所のうち、平成28年3月31日において利用定員が18人以下の事業所は地域密着型通所介護へ移行します。現在の指定状況における定員18人以下の事業所一覧は愛知県高齢福祉課のホームページに掲載されていますのでご確認下さい。

<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/day.html>

(2) 移行に係る手続きについて

西尾市内の事業所であって西尾市の被保険者のみにサービスを提供している事業所については、移行にあたって手続きは必要ありません。他市の被保険者が利用している場合は、次の(3)又は(4)をご確認下さい。

(3) 他市の被保険者が地域密着型に移行する事業所を利用している場合の手続きについて

地域密着型サービスは原則として当該事業所を所管する保険者の被保険者以外は利用することができません。ただし、他市の要介護被保険者が平成28年3月31日時点で利用している場合は、平成28年4月1日に通所介護から地域密着型通所介護に移行する事業所に限り、契約を解除するまで引き続き当該事業所を利用することができます。なお、この取扱いは、当該要介護被保険者に限定されたものであることにご留意下さい。



①他市の被保険者が西尾市の地域密着型通所介護を利用している場合の届出について

当該事業所は、上記愛知県高齢福祉課ホームページから「介護給付費算定に係る体制等及び事業所を所管しない保険者に属する利用者の届出書」をダウンロードし、4月1日から4月10日までの期間に当該他市保険者まで届出て下さい。（西尾市に届け出る必要はありません。）

②他市の事業所を西尾市の被保険者が利用している場合の届出について

当該他市の事業所は、上記愛知県高齢福祉課ホームページから「介護給付費算定に係る体制等及び事業所を所管しない保険者に属する利用者の届出書」をダウンロードし、4月1日から4月10日までの期間に西尾市長寿課まで届出て下さい。

(5) 要支援被保険者に係る取り扱いについて

介護予防通所介護は地域密着型通所介護に移行しませんので、平成28年4月1日以降も引き続き利用し、かつ事業所にあつては介護予防通所介護費を算定することができます。なお、西尾市においては、介護予防通所介護は平成29年4月1日をもって介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業へと移行しますが、平成29年3月31日時点で介護予防通所介護を利用している要支援被保険者については、なお引き続き要支援認定有効期間満了日または平成30年3月31日までの期間は介護予防通所介護を利用し、かつ事業所にあつては介護予防通所介護費を算定することができます。

ただし、他市町村の介護予防通所介護を利用している要支援被保険者（住所地特例者を除く）が、平成28年4月1日以降に要介護認定を受けた場合、当該要支援被保険者は他市町村の地域密着型通所介護を利用することはできなくなりますので、他市町村の要支援認定者が利用している場合は、あらかじめこのことについて説明するとともに、要介護認定を受けた場合はサービス事業所の変更をお願いします。

(6) 住所地特例者に係る取り扱いについて

住所地特例者については、当該住所地特例施設を所管する市町村長の指定する地域密着型通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業を利用することができます。この場合特段の届出は不要です。ただし、当該住所地特例者が、当該住所地特例施設を所管する市町村以外の地域密着型通所介護を利用している場合、(3)に準じて届出が必要です。

2. 契約書及び重要事項説明書等の変更について

制度改正による移行であるため必ずしも変更契約が必要というわけではありませんが、地域密着型サービスに移行することから、変更した重要事項説明書に基づき説明することとし、内容によっては契約も変更することが望ましいものです。特に他市町村の要支援被保険者（住所地特例者を除く）を受け入れている場合は、要介護に変更になった場合事業所の利用を継続することができなくなるため、あらかじめ説明しておいて下さい。

また、運営規程について変更することになりますが、運営規程の変更については届出が必要

になりますので、西尾市のホームページ（「介護保険事業者の皆さまへ」）から変更届の様式をダウンロードし、4月中（本来変更届は変更した事実の生じた日から10日以内ですが、4月末まで延長します。）に、変更後の運営規程を添えて、長寿課まで届け出て下さい。なお、下記ホームページ内の変更届の様式は3月中は旧様式が掲載されていますので、4月以降にダウンロードしてください。

→<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,38246,66,321.html>

### 3. 他市の指定に関する西尾市の考え方

西尾市では、原則として、他市町村の事業所を指定することも、西尾市の事業所を他市町村が指定することについて同意することも行いません。したがって、平成28年3月31日時点で他市町村の事業所を利用している要介護認定者を除いて、新たに他市町村の地域密着型通所介護を利用することも、他市町村の方が西尾市の地域密着型通所介護を利用することもできませんのでご注意ください。

### 4. 運営推進会議について

地域密着型通所介護については、概ね6か月に1回、運営推進会議を開催することが必要とされます。運営推進会議は事業所に設置義務がありますので、適切に設置準備を進めて下さい。なお、西尾市では平成18年度に地域密着型サービスが創設されて以降、原則として全ての事業所の運営推進会議に長寿課職員を参加させており、今後も参加させる予定でありますが、地域密着型通所介護に移行する25事業所が、同じ時期に運営推進会議を開催した場合、長寿課の通常業務への支障が懸念されるところです。

そのため、運営推進会議の開催時期については、全ての事業所が6か月後の9月に開催するのではなく、9から12月程度に分散して開催していただくよう、あらためてお願いする予定です。このお願いについては、4月以降、あらためて通知しますので、ご協力のほどお願いします。

また、生活相談員及び介護・看護職員が運営推進会議に参加する場合については、それぞれの職務に従事したものとみなして勤務時間に算入して差し支えありません（ただし介護・看護職員が1名のみで、運営推進会議への参加により実質不在となることは認められません。）ので、ご承知ください。

問合せ先 健康福祉部長寿課 介護保険給付担当

0563-65-2119（直通）